

## 入間市国民健康保険税条例改正要旨

## 〔 国民健康保険税 〕

## ◆ 賦課限度額の引上げ

- 地方税法施行令の一部が改正（令和4年3月31日公布、4月1日施行）され、基礎課税額（医療給付費分課税額）・後期高齢者支援金等課税額の法定賦課限度額が引き上げられたため条例の賦課限度額を法定賦課限度額に合わせるほか、規定の適正化を図るため文言の整理をおこなうものです。

区 分	改正案	現 行
基礎課税額	<u>65万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金等課税額	<u>20万円</u>	<u>19万円</u>
介護納付金課税額	17万円	17万円
合 計	<u>102万円</u>	<u>99万円</u>

※介護納付金課税額は改定なし

- 施行日 令和5年4月1日  
但し、附則第2項の改正規定（文言の整理）については公布の日